

外国人が日本で運転できるケース

- 1 国際運転免許証（道交法第107条の2）
 - ・ 道路交通に関する条約（ジュネーヴ条約）の様式に合致
 - ・ 日本に上陸後1年間運転できる



- 2 外国運転免許証（道交法第107条の2）
 - ・ スイス連邦、ドイツ連邦、フランス共和国、イタリア共和国、台湾、ベルギー王国の運転免許証
 - ・ 日本語による翻訳文の添付
 - ・ 日本に上陸後1年間運転できる

スイス



ドイツ



フランス



イタリア



台湾

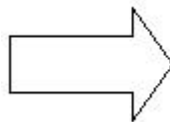


ベルギー



- 3 外国の運転免許を受けている者（道交法第97条の2）

運転免許試験の一部免除による取得（外国免許からの切替え）



- 4 免許を受けていない者（道交法第84条、97条）

運転免許試験による取得

